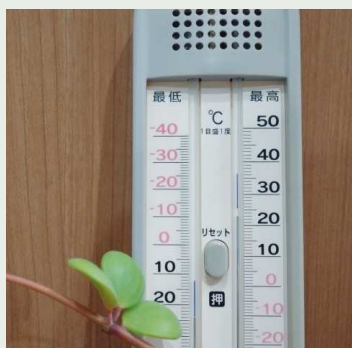


ご挨拶

今年も残すところあとわずかとなり、慌ただしい師走を迎えました。街はイルミネーションに彩られ、華やかな雰囲気ではありますが、皆様、忙しさの中にも体調など崩されていませんか。

今年最後となる今月号も、皆様のお役に立つ情報をお届けいたします。



■ 冬本番！お風呂で注意したい「ヒートショック」対策

本格的な冬を迎え、暖かいお風呂が恋しい季節ですが、この時期は入浴中の事故に注意が必要です。急激な温度変化は体に大きな負担をかけます。以下の点を確認し、ヒートショックのリスクを減らしましょう。

- (1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
- (2) お湯の温度は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
- (3) 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- (4) 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう。
- (5) 入浴する前に同居者に一声掛けて、意識してもらいましょう。

【参考】消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_042/

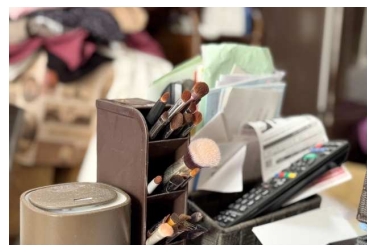
■ 年末年始の帰省。ご実家で確認したい「小さなサイン」

年末年始に、久しぶりにご実家へ帰省される方も多いのではないのでしょうか。ご両親と元気に再会できるのは何よりですが、その際に「あれ？」と気になる小さな変化に気づくことがあるかもしれません。

例えば、「郵便受けに新聞や手紙が溜まっている」「以前より家の中が片付いていない」「冷蔵庫の中に賞味期限切れのことが多い」などです。

これらは、ご両親の体力や判断力の変化を示すサインかもしれません。

「最近、調子はどう？」と優しく声をかけ、日々の暮らしの様子に少しだけ目を配ってみる。そんなご家族の気遣いが、将来の介護や相続といった「もしも」の時に家族が困らないための、何よりの備えの第一歩となります。



■ お正月の「お年玉」も、渡し方次第では「贈与税」に？

お正月といえば「お年玉」ですが、実はこれも法律上は「贈与」にあたります。とはいえ、お年玉のように社会通念上ふさわしい金額であれば、贈与税がかからない場合がほとんどです。

注意したいのは、例えば「進学祝い」や「成人祝い」といった名目で、一度に多額のお金を渡すケースです。

贈与税には「年間110万円」の基礎控除枠があり、これを超えると原則として贈与税の申告と納税が必要になります。



「お年玉だから大丈夫」と思っている、その年に行った他の贈与（例えば、お子様やお孫様への資金援助など）と合計して110万円を超えていないか、念のため確認しておくで安心です。これは、将来の相続対策としての「生前贈与」にも関わる大切な知識です。



担当者コラム

“相続税ゼロ”でも手続きは必要？ 申告の義務と正しい知識

相続財産が「基礎控除」の枠内であれば、相続税はかからず申告も不要です。しかし、「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」といったお得な制度を使って税額がゼロになる場合は、大きな注意が必要です。

これらの制度は自動的に適用されません。相続開始から10ヶ月以内に申告書を税務署に提出して初めて適用されます。もし「うちは特例を使えばゼロになるから」と申告をしないと、制度が適用されていないとみなされてしまいます。

「知らなかった」では済まされず、後に税務調査が入り、本来払わなくてよい税金を課されるリスクが生じます。せっかくご家族のために準備された資産が、手続き一つで目減りしてしまうのは避けたいところです。

将来の「万が一」に備えるためにも、「うちは申告が必要？」と少しでも気になったら、専門家に相談し、正しい知識で備えることがご家族の安心につながります。

■ 編集後記

最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。振り返れば、今年も様々なことがございました。皆様にとって、2025年はどうのような一年でしたでしょうか。来たる2026年が、皆様にとりまして健康で、実り多き素晴らしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。どうぞ良いお年をお迎えください。

税理士法人TERAS

〒520-0043

滋賀県大津市中央三丁目4番28号

TEL.077-525-5008

